

秋田県告示第222号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成27年5月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
由利本荘市前郷字前郷181番地3 石川 サチ